



第18条：思想の自由

「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。」

- ・ ミャンマーでは、軍事政権が仏教の僧侶の先導する平和的なデモを武力鎮圧し、寺院を襲撃・閉鎖し、財産を没収しました。抗議した人々は銃撃、殴打、監禁されただけでなく、友人や家族が嫌がらせに遭ったり人質に取られたりしました。
- ・ 中国では、「法輪功」の信者たちが監禁され、拷問その他の虐待を受けました。キリスト教徒は、国が認可していない経路で宗教活動を行ったとの理由で迫害を受けました。
- ・ カザフスタンでは、アルマトイ近郊の町の行政当局が、12の住居の取り壊しを許可しました。すべて「ハレ・クリシュナ」という教団のメンバーが住んでいる家で、不正取得した土地に建てられているというのが取り壊しの理由でしたが、正当な根拠はなく、教団のメンバーの家だけが取り壊されたのです。